

小値賀町議会第四回定例会
(第四日目)

一、出席議員 十人

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
西	筒井	谷	西村	中川	吉元	熊脇	蛭子	升水	尾野	尾崎	松本
浩	英	良	久	一	勝	一	晴	裕	英	孝	充
三	敏	一	之	也	信	也	市	司	昭	三	司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成二十三年十二月十六日（金曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・近藤育雄議員）
- 第二 議案第五八号 平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第五九号 平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第六〇号 平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第六一号 平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第六二号 平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）
- 第七 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
（議案第六四号 課の設置に関する条例の一部を改正する条例案）
- 第八 発議第二二号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書案
- 第九 発議第三号 離島振興法の改正・延長を求める意見書案
- 第十 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・伊藤忠之議員、一番・近藤育雄議員を指名します。

日程第二、議案第五八号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第五八号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明をいたします。

このたびの補正は、歳入では二十二年決算に伴う繰越金の確定が主なものでございます。

歳出では、一般会計への精算繰り戻しに係る予算補正が主なものでございまして、予算書一頁、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八十九万三千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ四千十一万六千円とするものでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第六款・諸 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第二款・分担金及び負担金

浦 議員

七番（浦 英明）

保険料の負担金が今回、一万九千円補正で積上げ額が三千七百十三万九千円というふうになっております。これは、二十二年度の決算がですね、三千六百十六万五千円でしたから、これから比較しますと九十七万四千円の増であります。まだ年度途中ではありますが、まだこれ以上、増えるのか減るかも分かりませんが、増となった理由をお尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この一万九千円の増額というのはですね、平成二十二年度分で四月、五月の期間に入った十六件分でございます。その分を広域連合の方は三月いっぱい閉めておりますので、町としては、この分を改めまして平成二十三年度に乗せして連合会の方へ繰出すというふうな、そういうようなものでございます。現在のところの保険料については、今のところ大きな変動は無いだろうというふうに推計しております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） これはもう、町長が一応、説明したとおりで、さつき課長も説明したとおりでありまして、二十二年度の確定によるというふうな説明がありましたので、それで分かっているんですけども、全体的にみまして、この数字が三千七百十三万九千円、これが二十二年度に比較すると九十七万四千円の増というふうになっておりますので、これ以上の増減は無いのかというふうなことをお尋ねしておいたんですけども、無ければ無いで結構です。しかしながら、ちなみに二十二年度の決算ではですね、九十七万四千円が不足額となっておりますので、こういった不足額が生じないようなことを念頭に置いて計上していただきたいというふうに思っています、質問した訳なんですけども、それも合わせて後で答弁願います。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

保険料につきましては、算定方式がありますので、それに基づいてですね、年金を貰っている人たちは年金の方から差し引いたりとか、そういうふうな保険料を集めておりますので、今のところ大きな変動は無いだろうというふうに考えているところですよ。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） この保険料負担金もそうなんですけども、今、民主党の政権が色々こう議論をしておるようでございますけども、当初、二〇一三年度だったですかね、それで後期高齢者の医療制度が変わるといふようなことを聞いておったんですけど、これはまた一年延ぶんではないだろうかとか、或いは、この後期高齢者に対しまして、窓口負担金、例えば、診療の折に百円ぐらいを払って貰うとか、そういうふうな話も出ております。そういった話が出ている中で、将来について答弁は出来ないかと思えますけども、課長なりの考え方、どういふふうになるのか、これが分かれば、分かる範囲内で願います。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

浦議員さんがおっしゃるようになりますね、本来は平成二十五年の三月に新しい制度に変わるといふようなことで進めておりましたけども、これが一年延びるといふことが昨年度、決定いたしております。その後、色々内容を国段階で検討しているんですけども、先の大震災等がありまして、そういう具体的な内容協議も少し遅れているというふうな情報が入っております。そういう中で、基本的な方向性としてはですね、こういう後期高齢者の方たちを元の制度に戻すという方向は多分変わらないだろうと考えております。例えば、以前、国保の被保険者であった方々はですね、国保の方に戻る。社会保険の被保険者であった高齢者の方は、そちらの方に戻る、そういうような方向性というのはですね、決まっておりますので、それをどういふふうに変えていくか、そういったものについては、今、具体的な部分でですね、国の方の段階でも検討されているというふうにご考えております。

それから、窓口での百円支払うとかという定額負担制度についてもですね、国の方で検討されておりましたけども、中々

政府の中でも統一が出来なくて、こちらの方の情報としては、これについてはもう無くなったというような話も聞いておりますので、そういうことは無くなったというふうに聞いております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

分担金及び負担金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五八号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五八号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第五九号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第五九号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明をいたします。

このたびの補正の主な内容は、歳入で前年度からの繰越金の計上と、それに伴う一般会計繰入金金の減額、歳出で人件費の補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ七万七千円を増額し、補正後の総額を九千百三十二万七千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰 入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五九号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五九号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六〇号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六〇号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

このたびの補正の主な内容は、歳入で前年度からの繰越金の計上と、歳出で斑地区下水道管路の一部で保護砂の吸出しが見られますので、その修繕費の計上と消費税で不足分の計上が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ九十五

万三千円を増額し、補正後の総額を一億八千二百四十五万三千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第五款・繰越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総務 費

土川 議員

五番（土川重佳） 三目・漁業集落排水管理費ですけど、先程、町長の説明もありましたけども、もう一回、修繕個所の所を詳しくお願いいたします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

これは、斑地区におきまして、下水道の本管の埋設する際に、保護砂、管の周りに保護砂を撒く訳なんですけれども、これに本管に隣接して井戸があるんですけども、井戸の中にですね、その保護砂が流出しているのが見えますので、おそらくその本管の中の保護砂がこう出ているものというふうに考えております。そういうことで、管路の補修を計上いたしております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六〇号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六〇号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第六一号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六一号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算の内容としましては、給与改定に伴う人件費の補正と委託船員の退職に伴う委託費の減額、その代わりとなる船員の賃金の増額が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ二十万円を増額し、予算総額を五千七百七十二万七千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 臨時職員、渡船総務費では給料が減額になっておりますし、また船員の賃金がまた増えております。

最近どうも船員が休んだりとか何とかしているようですけども、その後の状況については、どうお考えでしょうか？

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まず、給料等の減額ですけれども、これは先の給与改正によりまして、職員が二名居りますので、その職員の分の減額です。

それと、船員の退職後のどうするかということですが、ただいま船員の募集を行なっております。船長職の委託船

員が辞めましたので、以前、町職員として船に乗っておいりました橋元さんをお願いして、その間、船員として乗っていただくことにしております。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 一応、臨時職員、臨時で来て貰っているようですけども、何か、その後に募集はしているということなんですけど、中々見つからないようです。やはり、見つけれない間は臨時職員でいくというしか方法は無いですね。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） その方法しか無いんじゃないかと、そう思っております。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） まあ、その方法しか無いんでしょうけども、何かこう就職しにくい理由とかあるんでしょうかね？

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） そのようなことは無いものと思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

渡船事業費。

浦 議員

七番（浦 英明） 二目のはまゆうの運航費の十一節・需用費、燃料費四十一万四千円補正されておりますけども、これはですね、一号です、幾らやったかな、六十七万円、二号で今回、四十一万四千円、積上げますと七百二十万円というふうになっておりますけども、これは燃料の高騰によって、こういうふうには補正したものか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

燃料の高騰によって補正をしたいというふうには考えております。当初、燃料費を一リットル当たり七十七円ということで計算していたんですけれども、その後、高騰しまして、一号補正で八十六円と見込んでおりました。それで、一号補正で上げた訳なんですけれども、その後も高騰が止まらなかったために、今回九十二円ということで見込んで、この補正額を上げております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） やっぱり燃油の高騰だと一応、私も思ったんですけども、それでちなみに二十二年度決算ではですね、六百三十七万九千円で、今回の補正による積上げが七百十万二千円で、七十二万三千円の増と、こういうふうになっております。

それから、二十一年度の決算を見ますと、一千六十七万七千円上がっておりますね。それで、もう一度、お尋ねしますけども、この補正は、また有り得るのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先程から説明しておりますように、高騰があれば当然払わない訳にはいけない訳ですから、当然、補正をさせていただきます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 勿論、これ相場でありますから、今言われたとおりの答弁だろうと思えますけども、大体どの位ぐらいたがるというのが、あらかじめ分かるのではなからうかなと、例えば、これが一遍に十円上がる訳じゃありませんから、大体、二、三円ぐらいたがるんでしょうからですね、それで、そこら辺を一応、再度、お尋ねをしますけども。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 結局ですね、予算でありますので、足らなければ補正をお願いすると、それでこれが節約できる、できないの問題ではございませんので、一番簡単な方法を取らせていただくと、ここは絶対これ位あれば足るという金額にしとけば補正も必要も無い訳でございますので、そこら辺は兼ね合いといえますか、考えながら予算編成に当たっていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） まあ、何回言っても同じ答弁だろうと思えますので、私が二十一年度決算、一千六十七万七千円を言ったのはですね、過去にこういった燃油の高騰でそういった実績がある、そこ辺りを勘案して大体予想が出来なかったのかということ、お尋ねしておったんですけども、それはもういいです、それで。

それからですね、二十二節の補償、補填金が三万三千円計上されておりますけども、これの説明を尋ねます。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

これは、はまゆう待合所にですね、泥棒が入りまして、運賃及び荷物料金の盗難にあっております。七月の三十一日に盗まれたもんなんですけれども、警察等に届け出まして、指紋等を取っていただいて、捜索中なんですけれども、未だに見つからないということで、今回、補填ということで組んでおります。内容としましては、三万二千七百五十円、盗まれております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

末永議員

四番（末永一朗） 十一節の修繕費とありますが、その中身の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

さいかいの空調設備が故障をしております、その修繕を行なった訳なんですけれども、予定よりも安くあがりましたので、七十一万九千円の減額をお願いしております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 今、末永さんの関連質問でお伺いしますが、この空調設備ですね、予算が余ったということですけど、七十万も幾らもちよつと余るような、相当な予算額を見積もっていたんですかね？

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

当初、予算の時に考えていた空調設備を入れようかとしたところ、ちよつと大きさが合わないということで、ちよつと別の商品に換えております。ちよつと小型の商品に、まあこれだけあれば十分機能を果たさだろうという商品に換えておりまして、その時点で金額が落ちております。尚且つ、数社から見積りをいただきましたので、その中でまた落ちたということで、これだけの減額になっております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 最初に大きさが合わなかったということは、それに合うような大きさの器具をまず予算化するんじゃないかってすか？その点をもう一回、お願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） したつもりだったんですけれども、結果がこういう結果になってしまいました。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六一号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六一号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、これまでの実績によります診療収入の見込みに伴う減額と一般会計繰入金を増額計上、歳出では人件費の減額と診療収入の減に伴う医薬材料費の減額の計上が主なものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ一千九百万円を減額し、補正後の予算総額を四億一千四百七十万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第四款・繰 入金

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 一般会計からの繰入金、七百万の主な内容をお願いします。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

診療収入の減に伴いまして、歳出の方でも医薬材料費を減額いたしておりますけど、その差額ということで七百万円、一応、繰り入れております。

議長（立石隆教） 繰入金、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第二款・医 業 費

浦 議員

七番（浦 英明） 今回、一千六百万を減額しております。この需用費はですね、二十二年度決算からしますと、約一千二百万円の増というふうになっております。今回、減額したということは、まあこれでもう決まりであって、次の補正は無いということですか？

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 一応、冬季のインフルエンザの流行等も考えられますけど、それもある程度、予測しまして、一応、この予算で足るものと思われまます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 分かりました。

それで、このジェネリック医薬品のあるですね、先発薬の薬の価格を一〇%下げると、こういうふうな内容が今、新聞で載っておりますけれども、今年度中に決まる話では無いとは思いますが、今後、どのようになっていくのか。そして、その薬価が下がるとした場合、金額的にどういふふうな影響が出て来るのか。分かる範囲内です。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

厚生労働省の方からも一応、ジェネリック医薬品につきましては、各医療機関、三割程度を目標に導入するような指導はあっておりますけども、うちの方の二十二年度決算としましては、内服、外用、注射含めまして、全体的、全体ではありませんけど、二四・九%ということ、三割にはまだちょっと遠いんですけど、先生の方も積極的にジェネリック医薬品の方は導入する考えでありますので、今後も一応、厚労省の数値に近い方向では考えていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 数字的には、パーセンテージで説明されたので、分かりましたけども、私が質問したのは、今からの動向について、今、その新聞に載っておった一〇%薬価を下げるのか、そういったのがどういふふうになるのかということ、ちょっとお尋ねしておったんですけど…。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

国の方は、一応、先発品は今の割合でいきたいという方向みたいですけど、今のところ、まだはっきりした結論には至ってないみたいです。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） この医業費のですね、一千六百万の減ということで、先程、町長が説明したんですが、ワクチン関係の減ということで、他に大きな要因は何かありますか？

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） まあ、大きな要因としましては、歳入の方で上げてます診療収入の減が大きな要因でございます。入院収入、外来収入とも昨年度よりも落ちております。三月までの見込みを出して、この医薬材料費の方を一応、見込んでおります。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

岩坪議員

八番（岩坪義光） 先程、歳出の方で診療所事務長が説明されましたけども、収入が歳入のこの収入がだいぶん減額になってきたと、二十二年度の決算でも収入がだいぶん減っていますもんね。今後、この収入が減ってきている中で、診療所の運営をどのように考えているのか、ちよっと事務長のお考えを。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 岩坪議員がおっしゃるとおり、診療収入は減っている状況でありまして、その要因といたしましては、重症化した患者が少なくなってきたということもありますし、特定健診辺りの影響も、効果もあつてるんじゃないかということもあります。また、肺炎球菌ワクチンの接種の効果も出ているんじゃないかということもありますし、整骨院の

開業辺りの影響もあろうかと思っておりますけど、今後の運営としましては、公設の診療所でございますので、町民のために赤字は少しは出ようかと思えますけど、町民のために診療…。医師、看護師の問題もあろうかと思えますけど、ある程度の診療収入の確保を考えながら経営していかなければいけないとは思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六四号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案に係る総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員会から、目下委員会において調査・審査中の、議案第六四号、課の設置に関する条例の一部を改正

する条例案について、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議案第六四号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案については、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第八、発議第二号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

三番（宮崎良保） 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提案理由及びその概要をご説明申し上げます。

現在、郵便局は地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、地域住民の利便性の増進に大きく貢献してまいりました。

しかし、郵政民営化法に基づき、郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取扱を依頼できない、郵便局への郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、「利便性向上」の法の趣旨から逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられています。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスの維持する事が明記されているが、山間地や離島においても、日本国なら同一の料金体系でサービスを提供できる、いわゆる金融ユニバーサルサービスが担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがあります。

これらの不満・不安を解消するため、昨年四月、郵便改革法案が閣議決定され通常国会に提出されましたが、以後、秋の臨時国会、先の通常国会と未だ成立しておらず、この間、郵便事業における経営不安も報道されているところでもあります。

全国の郵便ネットワークは国民相互の共有財産であり、生活に不可欠なライフラインでもあります。

これらを今後も維持し、更に地域社会が有効活用していくためにも、早期の郵政改革法案を成立するよう、強く求めるものであります。

以上の、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたします。

なにとぞ、慎重にご審議いただき議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（立石隆教） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

伊藤忠之議員

九番（伊藤忠之） 私は、郵政改革法案の早期成立を求める意見書案に賛成する者であります。

これまでの郵便局は、地域住民の利便性の向上、増進に貢献してきましたが、平成十九年十月の郵政民営化により、郵政三事業は地域住民から不満の声が多く寄せられている現状にあります。

これらの不満・不安を解消するために、昨年四月、郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されてきましたが、未だ成立しておりません。

郵便局ネットワークは、国民共有の財産であり、生活に必要なライフラインであります。

一刻も早い「郵政改革法案の早期成立を求める意見書案」に賛成をいたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第二号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第二号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第九、発議第三号、離島振興法の改正・延長を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

三番（宮崎良保） 発議第三号、離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）について、提案者を代表しまして、提案理由及びその概要をご説明申し上げます。

外界の離島である小値賀町は、昭和二十八年の離島振興法制定以後、離島振興事業を積極的に利用することにより、生活の改善条件が大いに改善し、産業の基盤も着実に整備されてまいりました。

しかしながら、高齢化の進行や割高な流通・生産コスト、航路及び航空路の廃止や減便、医療従事者の不足等、我々離島を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

特に、国境に接している本町は、領域や海洋資源、海岸漂着物などの大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係にも直面しております。

よって、国は離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、離島振興対策の見直しを図る必要があります。

我々小値賀町議会は一致団結し、次の事項の実現を強く要望するものであります。

一つ、総合的な離島振興策を強力に推進するため、「離島振興法」を改正・延長すること。

二つ、国庫負担金の一括交付金化にあたっては、離島への補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

三つ、平成二十三年に実施された「離島ガソリン流通コスト支援事業」については、暫定的予算措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること。

四つ、離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行なう対策を講じるとともに、ドクターヘリ等の緊急医療体制の整備を積極的に進めること。

五つ、離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたします。

なにとぞ、慎重にご審議いただき議員各位の御賛同を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） すみません。ちよつと混乱しているようですけど、四項と五項目が無いんですね、ここに。こっちに

皆に行き渡ってない。もう一度、読んでいただければなと思えますが…。

議長（立石隆教） 宮崎議員、今のに答えていただけますか。

三番（宮崎良保） はい、失礼いたしました。

四と五について、もう一度、ご説明申し上げます。

四、離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行なう対策を講じるとともに、ドクターヘリ等の緊急医療体制の整備を積極的に進めること。

五つ、離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること。以上であります。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十八分	—
—	再開	午前	十時	三十分	—

議長（立石隆教） 再開します。

宮崎議員

三番（宮崎良保） 提案理由の項目について、四の離島医療の深刻な事業に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行なう対策及び、五つ、離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置の四、五を削除したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

議長（立石隆教） お諮りします。

ただいまの申し出のとおり、四、五の部分について削除したいということですが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議事録からその部分については、削除させていただきます。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

伊藤忠之議員

九番（伊藤忠之）

私は、離島振興法の改正・延長を求める意見書案に賛成する者であります。

高齢化の進行、割高な流通・生活コストと航路及び航空路の廃止・減便等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いております。

国は離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、離島振興対策の見直しを図る必要があります。

外界離島である小値賀町の今後の発展を願い、よって私は、離島振興法の改正・延長を求める意見書案に賛成をいたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第三号、離島振興法の改正・延長を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第三号、離島振興法の改正・延長を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十三年小値賀町議会第四回定例会を閉会いたします。

― 午前 十時 三十四分 閉会 ―